

## 五所川原市認知症等高齢者GPS機器貸与事業実施要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、包括的支援事業における認知症施策として、徘徊症状のある在宅の高齢者（以下「高齢者」という。）を介護する家族等に、GPS（全地球測位システム）を利用して高齢者の所在を探索することができる機器（以下「ミマホルメ」）という。）を予算の範囲内で貸与することにより、高齢者の事故を未然に防ぐとともに、高齢者を介護する家族等が安心して生活できる環境を整備することを目的とする。

### (貸与の対象者)

第2条 ミマホルメの貸与の対象者は、市内に住所を有する高齢者を在宅（有料老人ホーム、グループホーム等の高齢者集合住宅を除く。）で介護する者とする。

### (申請及び決定)

第3条 ミマホルメの貸与を受けようとする者は、ミマホルメ貸与申請書（新規・継続）（別紙様式第1号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項に規定する申請書の提出があったときは、速やかにミマホルメの貸与の可否を決定し、ミマホルメ貸与承認（不承認）決定通知書（別記様式第2号）により申請者に通知するものとする。

3 前項のミマホルメの貸与の期間は、ミマホルメの貸与を開始した日から貸与を開始した日の属する年度の3月31日までとする。

### (貸与の継続)

第4条 ミマホルメの貸与を受けた者（以下「被貸与者」という。）のうち前条第3項に規定する貸与の期間が満了した後も引き続きミマホルメの貸与を希望する者は、貸与の期間が満了する日の20日前までに市長にミマホルメ貸与申請書（新規・継続）を提出するものとする。

2 市長は、前項に規定する申請書の提出があったときは、ミマホルメの貸与の継続の可否を決定し、ミマホルメ貸与承認（不承認）決定通知書により被貸与者に通知するものとする。

3 前項のミマホルメの貸与の期間は、ミマホルメの貸与の継続を決定した日から、貸与の継続を決定した日の属する年度の末日までとする。

### (費用負担)

第5条 ミマホルメの貸与に係る費用について、初期登録に係る費用は市が負担し、毎月の利用料は被貸与者が負担する。ただし、ミマホルメを破損又は紛失したときは、市長は、被貸与者に当該ミマホルメの修理等に要する費用の負担を求めることができる。

(ミマホルメの管理及び譲渡等の禁止)

第6条 被貸与者は、ミマホルメを善良な管理のもと高齢者に使用させるものとし、譲渡、転貸、その他借受けの目的以外の使用をしてはならない。

(返却)

第7条 被貸与者は、ミマホルメを使用する高齢者が次の各号のいずれかに該当するときは、ミマホルメ廃止届(別記様式第3号)を提出し、ミマホルメを返却するものとする。

- (1) 死亡したとき。
- (2) 施設に入所したとき。
- (3) 市外に転出したとき。
- (4) その他貸与を受ける必要がなくなったとき。

(貸与の取消)

第8条 市長は、被貸与者が次の各号のいずれかに該当するときは、第3条第2項に規定する貸与の決定を取り消すことができる。この場合において、市長は、ミマホルメ貸与取消決定通知書(別記様式第4号)により被貸与者に通知し、ミマホルメを回収するものとする。

- (1) 偽りその他不正の行為により、貸与を受けたとき。
- (2) その他市長が貸与を継続することが不相当と認めたとき。

2 市長は、前項第1号に規定する貸与の取消を決定したときは、被貸与者に対し、貸与に要した費用を上限にその損害の賠償を求めることができる。

(台帳の整備)

第9条 市長は、貸与したミマホルメを管理するため、ミマホルメ貸与者台帳(別記様式第5号)を整備するものとする。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

附 則

この要綱は、平成29年4月3日から施行する。